

## 第6回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	計
件 数	1	3	4

#### (2) 議案の名称

<予算>

議案第57号 令和3年度尼崎市一般会計補正予算（第15号）

<条例>

議案第58号 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について



&lt;令和4年2月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第57号	所 管	各事業所管課
件 名	令和3年度尼崎市一般会計補正予算(第15号)				
<b>内 容</b>					
1	補正予算の内容 国の補正予算による補助金を活用し、感染症対策及び学校生活環境の改善を図るため、学校のトイレの洋式化等を行うほか、普通教室を特別支援学級教室に改修することに伴い補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。				
2	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	236,181,639	304,805	236,486,444		
3	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	88,905	教育費	304,805	
	市債	215,900			
	合 計	304,805	合 計	304,805	
4	繰越明許費 追加 (単位：千円)				
	款	項	事 業 名	金 額	
	教育費	小学校費	特別支援学級教室整備事業	22,422	
	教育費	小学校費	各種施設整備事業	242,284	
	変更 (単位：千円)				
	款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額
	教育費	中学校費	各種施設整備事業	116,330	156,429

5 市債  
変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
学校施設整備事業費	限度額	2,511,200	限度額	2,627,600

## 補正予算の内容

○新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算 282,383 千円

(1) 感染拡大防止対策の充実	282,383 千円
・各種施設整備事業費（小・中学校）	282,383 千円
<p>学校生活環境の改善を図るため、トイレの洋式化、自動照明化及び手洗いの自動水栓化等を行う。</p> <p>整備校：名和小学校、塚口小学校、園和北小学校、大庄北中学校</p>	

○その他の補正予算 22,422 千円

(1) 特別支援学級教室整備事業費	22,422 千円
<p>普通教室を特別支援学級教室に改修する。</p> <p>整備校：杭瀬小学校、七松小学校、武庫の里小学校</p> <p>整備内容：床改修、アコーディオンカーテンの設置等</p>	

## 費目別事業概要

**教育費** 304,805 千円

特別支援学級教室整備事業費 22,422 千円  
普通教室を特別支援学級教室に改修する。

各種施設整備事業費（小学校） 242,284 千円  
トイレの洋式化、自動照明化及び手洗いの自動水栓化等を行う。

各種施設整備事業費（中学校） 40,099 千円  
トイレの洋式化、自動照明化及び手洗いの自動水栓化等を行う。



&lt;令和4年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第58号	所 管	給与課
件 名	尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 国会議員の期末手当の支給月数が改定されることから、同様に市議会議員の期末手当の支給月数を改定するもの。				
2	改正内容 (1) 期末手当の支給月数の改定 期末手当の支給月数について、6月期及び12月期それぞれ0.05月分引き下げる。				
		6月期	12月期	合計	
	現行	1.675月	1.675月	3.35月	
	改定後	1.625月	1.625月	3.25月	
(2)	令和4年6月期の期末手当に関する特例措置 令和4年6月に支給する期末手当の額は、アの基準額からイの調整額を減じた額とする。 なお、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しないこととする。				
	ア 基準額 (1)による改定後の支給月数により算定される期末手当の額				
	イ 調整額 令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

改正後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日）現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日）現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

&lt;令和4年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第59号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由					
令和3年の人事院勧告を受けて、国家公務員等の期末手当の支給月数が改定されることから、国家公務員等の取扱いに準じて、本市職員の期末手当の支給月数を改定するもの。					
2 改正内容					
(1) 期末手当の支給月数の改定					
期末手当の支給月数について、6月期及び12月期それぞれ0.075月分(再任用職員及び特定任期付職員は、0.05月分)引き下げる。					
		6月期	12月期	合計	
定年前職員	現行	1.275月	1.275月	2.55月	
	改定後	1.200月	1.200月	2.40月	
再任用職員	現行	0.725月	0.725月	1.45月	
	改定後	0.675月	0.675月	1.35月	
特定任期付職員	現行	1.675月	1.675月	3.35月	
	改定後	1.625月	1.625月	3.25月	
(2) 令和4年6月期の期末手当に関する特例措置					
令和4年6月に支給する期末手当の額は、アの基準額からイの調整額を減じた額とする。					
なお、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しないこととする。					
ア 基準額					
(1)による改定後の支給月数により算定される期末手当の額					
イ 調整額					
令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額					
(ア) 定年前職員 127.5分の15					
(イ) 再任用職員 72.5分の10					
(ウ) 特定任期付職員 167.5分の10					
3 施行期日					
公布の日					

尼崎市職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第21条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（任命権者が定める者にあつては、当該期間に任命権者が定める割合を乗じて得た期間）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第21条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（任命権者が定める者にあつては、当該期間に任命権者が定める割合を乗じて得た期間）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p>

尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条</p> <p>6 特定任期付職員については、給与条例第2条第1項中「及び初任給調整手当」とあるのは「、初任給調整手当及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第12条の2第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員（任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」と、給与条例第19条の2第1項中「が次」とあるのは「(管理監督職員以外の特定任期付職員を含む。以下この条において同じ。)が次」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の120</u>（特定任期付職員にあつては、<u>100分の162.5</u>）」と、同条第5項中「各給料表の」とあるのは「各給料表（任期付職員条例第4条第1項の給料表を含む。以下この項において同じ。）の」と、給与条例付則第16項中「の規定」とあるのは「(任期付職員条例第4条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定」と、尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年尼崎市条例第9号）第2条中「職員（）」とあるのは「並びに尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号）第4条第1項に規定する特定任期付職員（これらの職員のうち）」と、尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年尼崎市条例第12号）第2条中「もの」とあるのは「もの及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項に規定する特定任</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条</p> <p>6 特定任期付職員については、給与条例第2条第1項中「及び初任給調整手当」とあるのは「、初任給調整手当及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第12条の2第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員（任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」と、給与条例第19条の2第1項中「が次」とあるのは「(管理監督職員以外の特定任期付職員を含む。以下この条において同じ。)が次」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>（特定任期付職員にあつては、<u>100分の167.5</u>）」と、同条第5項中「各給料表の」とあるのは「各給料表（任期付職員条例第4条第1項の給料表を含む。以下この項において同じ。）の」と、給与条例付則第16項中「の規定」とあるのは「(任期付職員条例第4条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定」と、尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年尼崎市条例第9号）第2条中「職員（）」とあるのは「並びに尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号）第4条第1項に規定する特定任期付職員（これらの職員のうち）」と、尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年尼崎市条例第12号）第2条中「もの」とあるのは「もの及び尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項に規定</p>

<p>期付職員」と、同条例第6条中「の規定」とあるのは「(任期付職員条例第4条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>する特定任期付職員」と、同条例第6条中「の規定」とあるのは「(任期付職員条例第4条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定」として、これらの規定を適用する。</p>
--	---

&lt;令和4年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第60号	所 管	給与課												
件 名	尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について																
内 容																	
<p>1 改正理由</p> <p>国の特別職の期末手当の支給月数が改定されることから、同様に市長及び副市長の期末手当の支給月数を改定するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 期末手当の支給月数の改定</p> <p>期末手当の支給月数について、6月期及び12月期それぞれ0.05月分引き下げる。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>1.675月</td> <td>1.675月</td> <td>3.35月</td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td>1.625月</td> <td>1.625月</td> <td>3.25月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和4年6月期の期末手当に関する特例措置</p> <p>令和4年6月に支給する期末手当の額は、アの基準額からイの調整額を減じた額とする。</p> <p>なお、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しないこととする。</p> <p>ア 基準額</p> <p>(1)による改定後の支給月数により算定される期末手当の額</p> <p>イ 調整額</p> <p>令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>							6月期	12月期	合計	現行	1.675月	1.675月	3.35月	改定後	1.625月	1.625月	3.25月
	6月期	12月期	合計														
現行	1.675月	1.675月	3.35月														
改定後	1.625月	1.625月	3.25月														

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

改正後	現 行
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日）現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日）現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>